

令和 7 年第 3 回南島原市教育委員会定例会

日時 令和 7 年 3 月 2 4 日（月）午後 2 時

場所 南有馬庁舎 2 階会議室 1

議事日程

第 1 開会

第 2 前回会議録の承認

第 3 会議録署名人の指名

第 4 教育長・各課室報告

第 5 議案審議

議案第 6 号 南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 7 号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

議案第 8 号 南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 9 号 南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

議案第 10 号 南島原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第 11 号 南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について

議案第 12 号 南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱の制定について

議案第 13 号 学校医の変更について

議案第 14 号 学校薬剤師の変更について

議案第 15 号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

報告第 2 号 南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）請負契約の締結について

第 6 その他

（1）準要保護児童生徒就学援助の認定について

（2）令和 6 年度南島原市一般会計補正予算（第 9 号）について

（3）次回教育委員会定例会の開催について

（4）その他

第 7 閉会

令和7年 第3回南島原市教育委員会定例会 教育長報告

○令和7年2月の諸会議並びに諸行事

- 19日(水) 14:00 令和7年 第2回南島原市教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 20日(木) 10:00 令和7年度 第1回市議会定例会 開会(有家庁舎)～3月19日
- 22日(土) 8:30 第23回セナリョ現代版画展表彰式(有家保健センター)
- 23日(日) 8:00 第32回原城マラソン大会(南有馬小)
- 28日(金) 13:00 令和6年度南島原市校長会 第10回研修会(コレジヨ)

○令和7年3月の諸会議並びに諸行事

- 1日(土) 10:00 口加高等学校 卒業証書授与式(口加高校)
- 5日(火) 9:00 第3回史跡原城跡・日野江城跡専門委員会(南有馬庁舎)
12:00 オーガニック給食(有馬小学校)
- 6日(木) 16:00 市長表敬訪問 西有家中学校女子バレー部(西有家庁舎)
- 7日(金) 13:00 寄附金採納(西有家庁舎)
15:00 市教頭会来庁(南有馬庁舎)
- 10日(月) 13:00 臨時校長会(コレジヨ)
- 11日(火) 9:00 市内中学校卒業式(口之津中学校)
- 12日(水) 14:00 学校給食会第3回役員会(給食センター)
- 13日(木) 10:30 口之津海上技術学校 卒業証書授与式(口之津海上技術学校)
- 14日(金) 16:30 EAT来庁(南有馬庁舎)
- 16日(日) 10:00 令和6年度南島原市表彰式(コレジヨ)
- 18日(火) 9:00 市内小学校卒業式(西有家小学校)
16:00 市長表敬訪問 ソフトテニス 林田選手(西有家庁舎)
- 19日(水) 10:00 令和7年度 第1回市議会定例会 閉会(有家庁舎)
- 21日(金) 9:00 島原半島観光連盟会長 来庁(南有馬庁舎)
9:30 長崎大学来庁(南有馬庁舎)
13:00 部局長会議(西有家庁舎)
17:00 シラキノ招へい作家成果報告及び作品寄贈式(西有家庁舎)
- 23日(日) 13:30 南島原市地域づくり講演会(北有馬ピロティ)

令和7年 第3回南島原市教育委員会定例会 各課室報告

○教育総務課

- 3月4日 令和7年第1回定例会 予算特別委員会
- 3月7日 令和7年第1回定例会 文教厚生委員会
- 3月13日 【竣工検査】野田小学校屋内運動場屋根防水改修工事

○学校教育課

- 2月20日 布津地区学校運営協議会（布津公民館）
- 2月28日 南島原市校長会第10回研修会（カムス）
- 3月5日 オーガニック給食
- 3月6日 公立高等学校入学者選抜（一般選抜）合格発表
西有家中学校女子バレー部九州大会出場報告（西有家庁舎）
- 3月10日 臨時校長会（ありえコレジヨ）
- 3月11日 市内中学校卒業証書授与式
- 3月12日 学校給食会第3回役員会（学校給食センター）
- 3月13日 第3回献立委員会（学校給食センター）
- 3月15日 有家小学校校区少年消防クラブ入退団式（南島原消防署）
- 3月18日 市内小学校卒業証書授与式

○生涯学習課

- 2月22日 第23回セミナリヨ現代版画展表彰式（有家保健センター）
- 2月23日 第32回原城マラソン大会（南有馬小学校）
- 3月6日 南島原市スポーツ協会常任理事会（南有馬庁舎）
第3回寺子屋21実行委員会（加津佐保健センターほか3会場）～11日
- 3月8日 ながさきファミリープログラム・ファシリテーター新規養成・
フォローアップ講座兼ながさき家庭教育講座（オアシスセンター）
- 3月9日 南島原kidsスポーツ体験教室（南有馬運動公園）
- 3月13日 布津地区地域学校協働本部設立会議（布津公民館）
- 3月15日 セミナリヨ現代版画展巡回展（ビードロ美術館）～30日
- 3月18日 市長表敬訪問（全日本中学生ソフトテニス大会：林田桃瑚）
AIR事業【冬】招へい作家成果展（アートビレッジ・シラキノ）～24日
- 3月20日 AIR事業【冬】招へい作家成果展ギャラリートーク（アートビレッジ・シラキノ）
- 3月21日 AIR事業【冬】招へい作家成果報告及び作品寄贈（西有家庁舎）

○文化財課

- 2月21日 荒田下橋維持工事（北有馬）：完成検査
口之津歴史民俗資料館リーフレット印刷業務：完了検査
- 3月5日 第3回史跡原城跡・日野江城跡専門委員会
- 3月6日 原城跡法面復旧工事（2工区）：完成検査
- 3月12日 原城跡バイオトイレ管理業務：完了検査
- 3月14日 景観専門家協議（長崎市）
- 3月21日 文化財保護審議会市内文化財巡視

令和 7 年 第 3 回南島原市教育委員会定例会 各課室報告

○世界遺産推進室

- 2月21日 令和 6 年度「潜伏キリシタン関連遺産」第 4 回情報交流会及び情報交流部会
設立総会（長崎市）
- 2月23日 原城マラソン大会 世界遺産周知啓発ブース運営（南有馬町）
- 3月7日 特別展資料返却及び西南学院大学での展示替え（福岡市）
- 3月10日 絵図調査（岡山大学附属図書館池田家文庫、岡山市）～11日

議案第 6 号

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

連帯保証人の要件を緩和するため、所要の改正を行うもの。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則（平成18年南島原市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「次の各号のいずれにも該当するもの」を「地方税が課税され、滞納がないもの」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(保証人) 第5条 (略) 2 前項の保証人2人のうち、1人は本人の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)以外の者で、<u>地方税が課税され、滞納がないものを</u>指定しなければならない。 3 (略)	(保証人) 第5条 (略) 2 前項の保証人2人のうち、1人は本人の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)以外の者で、<u>次の各号のいずれにも該当するものを</u>指定しなければならない。 (1) <u>地方税が課税され、滞納がないこと。</u> (2) <u>借入申請時において、満60歳以下であること。</u> 3 (略)

南島原市奨学資金貸付基金条例施行規則

平成18年3月31日

規則第49号

(趣旨)

第1条 南島原市奨学資金貸付基金条例（平成18年南島原市条例第58号。以下「条例」という。）によって行う奨学資金の貸付けについては、条例によって定める事項のほか、この規則に定めるところによる。

(貸付対象)

第2条 条例第6条第3号に規定する規則で定める教育施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号の規定に基づく農業大学校
- (2) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第11条の規定に基づく海上技術学校、海上技術短期大学校又は海技大学校

(条例第8条各号に規定する教育施設)

第3条 条例第8条各号に規定する教育施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第8条第1号に規定する高等学校に相当する教育施設 海上技術学校
- (2) 条例第8条第2号に規定する大学、高等専門学校及び専修学校に相当する教育施設 農業大学校、海上技術短期大学校及び海技大学校

(借入申込み)

第4条 奨学資金の借入希望者は、奨学資金貸付申請書（様式第1号）に関係学校長の成績証明書と在学証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(保証人)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、本市に住所を有し、かつ、償還能力のある保証人を2人以上立てなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、市外居住者とすることができる。

2 前項の保証人2人のうち、1人は本人の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）以外の者で、地方税が課税され、滞納がないものを指定しなければならない。

3 第1項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者と連帯して、奨学資金返済の債務を負担しなければならない。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、条例第12条の規定により貸付けを決定したときは、奨学資金貸付決定通知書（様式第2号）又は奨学資金貸付却下通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

(貸付金の交付)

第7条 奨学資金は、毎月これを本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、数月分を合わせて交付することができる。

(貸付金額の変更)

第8条 貸付金額の変更を必要とする事情が生じた場合は、貸付金額を変更することがある。

(貸付けの継続)

第9条 奨学資金の貸付けを受けている者は、毎年4月に奨学資金貸付継続願（様式第4号）に在学証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付けの辞退)

第10条 奨学資金の貸付けを受けている者が、途中で奨学資金を辞退しようとするときは、奨学資金辞退届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

(借用証書の提出)

第11条 奨学生は、卒業したとき、又は条例第14条の規定により貸付けを廃止したとき、若しくは前条の規定により貸付けを辞退したときは、貸付けを受けた金額に対し借用証書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(償還の猶予)

第12条 条例第16条の規定により償還の猶予を受けようとする者は、奨学資金償還猶予願（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(償還の免除)

第13条 条例第17条の規定により償還の免除を受けようとする者は、奨学資金償還免除願（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 条例第17条第1号に該当するときは、奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者の戸籍抄本
- (2) 条例第17条第2号に該当するときは、その事実が確認できる医師の診断書
- (3) 条例第17条第3号に該当するときは、その事実が確認できる書類

(変更届)

第14条 奨学生は、自己及び保証人の住所勤務先その他身上に関する事項に変更があった場合は、市長に奨学資金申請事項変更届（様式第9号）を提出しなければならない。

(償還の変更)

第15条 奨学生又は奨学資金の貸付けを受けた者は、償還の方法や保証人に変更があるときは、奨学資金償還変更願（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の深江町奨学資金貸付基金条例施行細則（昭和43年深江町教育委員会細則第1号）、有家町奨学資金貸付規則（昭和46年有家町規則第2号）、西有家町奨学資金貸付規則（昭和55年西有家町規則第11号）、北有馬町奨学資金貸与規則（昭和39年北有馬町規則第1号）、南有馬町奨学資金貸付規則（昭和39年南有馬町規則第3号）、口之津町育英資金貸付規則（平成3年口之津町教育委員会規則第1号）又は加津佐町奨学資金貸付等規則（昭和42年加津佐町規則第1号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により貸付けを決定された基金については、なお合併前の規則の例による。

様式第1号（第4条関係）

奨学資金貸付申請書

一金

円也

ただし、南島原市奨学資金貸付金

年 4月から

毎月

円

年 月まで

私は、
に入学しましたが、学資の支弁が困難ですので南島原市奨学資金を貸
付け願いたく申請いたします。

なお、貸付けを受けた上は、南島原市奨学資金貸付基金条例の規定を固く遵守するこ
とを誓約いたします。

年 月 日

本人の本籍

現住所

氏 名

(※)

年 月 日生

上記本人誓約事項については、何事にかかわらず保証人において引き受け、もし万一
貴殿に対し損害をかけた場合は、保証人において連帯責任をもって直ちに義務を履行し
責任を果たすことを誓約いたします。

年 月 日

連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

(※)

年 月 日生

連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

(※)

年 月 日生

(※) 本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印
してください。

南島原市長

様

様式第2号(第6条関係)

奨学資金貸付決定通知書

年 月 日

南島原市長

印

あなたから申請のありました南島原市奨学資金貸付金につきましては、下記のとおり貸付けが決定いたしましたので通知します。

記

- | | | | | | |
|---|------|----|----|----|--------|
| 1 | 貸付金 | 月額 | 円 | | |
| 2 | 貸付期間 | 年 | 月分 | から | 年 月分まで |

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

南島原市長

印

奨学資金貸付却下通知書

あなたから申請のありました南島原市奨学資金貸付金につきましては、奨学資金貸付審議会において審議した結果、下記の理由により却下となりましたので通知します。

記

却下理由：

様式第4号（第9条関係）

奨学資金貸付継続願

南島原市奨学資金貸付金について、本年度も引き続き貸付けくださるようお願いいたします。

年 月 日

住 所
氏 名

〔 高校
学校 第 年
大学 〕

南島原市長 様

様式第5号（第10条関係）

奨学資金辞退届

次のとおり、南島原市奨学資金貸付金を辞退しますのでお届けします。

- 1 辞退期日 年 月分から
- 2 辞退の理由

年 月 日

本人の本籍
現住所
氏 名

(※)
年 月 日生

連帯保証人
本 籍
現住所
氏 名

番地
(※)
年 月 日生

連帯保証人
本 籍
現住所
氏 名

番地
(※)
年 月 日生

(※) 本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印
してください。

南島原市長 様

様式第6号（第11条関係）

借 用 証 書

一金 円也

ただし、南島原市奨学資金貸付金

上記金額を下記条項承諾の上借用いたしました。

記

収入印紙
円

1 償還方法

(1) 年 月から 年 月まで $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{半年ごとに} \\ \text{毎年} \end{array} \right)$ 均 等
償還すること。

(2) 上記の方法による $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{半年ごと} \\ \text{毎年} \end{array} \right)$ の償還額は 円とするこ
と。ただし、初回の償還額は、 円とする。

(3) $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{半年ごと} \\ \text{毎年} \end{array} \right)$ の償還期限は、 $\left(\begin{array}{c} \text{毎月} \\ \text{毎年} \end{array} \right)$ 月及び 月の月 末とすること。

(4) 利息は無利子

(5) 毎月の償還金は、納入告知書により支払期限までに必ず南島原市会
計管理者に納入すること。

2 保証人が死亡した場合又は貴殿において保証人として不適当と認めら
れる事由が生じた場合において、貴殿の指示があった場合は、他の保証
人を立て貴殿の承認を受けること。

3 主たる債務者又は保証人が死亡したとき、又はその住所等その身上に異
動を生じたときは、その旨貴殿に届け出ること。

4 保証人は、主たる債務者と連帯して債務を償還する責に任ずること。

年 月 日

主たる債務者 本 籍 地
住 所
氏 名 ㊟

連帯保証人 本 籍 地
住 所
氏 名 ㊟

連帯保証人 本 籍 地
住 所
氏 名 ㊟

南島原市長 様

様式第7号 (第12条関係)

獎學資金償還猶予願

次のとおり、南島原市奨学資金の償還について、猶予下さるようお願いします。

- 1 猶予を受けようとする期間 年 月 日から
年 月 日まで

- ## 2 猶予を受けようとする理由

年 月 日

本人の本籍

現住所

氏 名

$$(\otimes)$$

年 月 日生

連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

$$(\otimes)$$

年 月 日生

連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

$$(\otimes)$$

年 月 日生

(※) 本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印
してください。

南島原市長

様

様式第8号 (第13条関係)

獎學資金償還免除願

次のとおり、南島原市奨学資金の償還について、免除下さるようお願いします。

- 1 免除を受けようとする期間 年 月分から
- 2 免除を受けようとする理由

年 月 日

本人または連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

$$(\otimes)$$

年 月 日生

(※) 本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印
してください。

南島原市長 様

上記の願について、(承認 ・ 却下) します。

却下の場合の理由

年 月 日

南島原市長 印

様式第9号 (第14条関係)

獎學資金申請事項變更屆

次のとおり、変更がありましたので届け出ます。

1 変更があった事項

- ☐ 奨学生氏名
- ☐ 奨学生住所
- ☐ 連帯保証人氏名
- ☐ 連帯保証人住所
- ☐ その他（ ）

2 变更前

3 変更後

4 変更の理由

年 月 日

現住所

氏 名

年 月 日生

電話番号 ()

携帯電話 ()

南島原市長 様

様式第10号（第15条関係）

奨学資金償還変更願

次のとおり、南島原市奨学資金の償還について、変更下さるようお願いします。

1 変更する事項

☐ 償還方法

☐ 連帯保証人

2 変更前

3 変更後

4 変更する理由

年 月 日

本人または連帯保証人

本 籍

現住所

氏 名

番地

(※)

年 月 日生

(※) 本人が手書き（署名）しない場合は、記名押印
してください。

南島原市長

様

上記の願について、（承認 ・ 却下 ）します。

却下の場合の理由

（ ）

年 月 日

南島原市長 印

議案第 7 号

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び室（以下「課等」という。）」を削り、同項の表を次のように改める。

課	班
教育総務課	教育総務班、教育施設班
学校教育課	学事保健班、学校教育班
生涯学習課	社会教育班、スポーツ振興班
文化財課	文化財班、世界遺産推進班

第3条第1項中「課等」を「課」に改める。

第5条の見出し中「及び室長」を削り、同条第1項中「、室に室長を」を削り、同条第2項中「及び室長」を削り、「課等」を「課」に改める。

別表第1中

「

課等	班	事務分掌
----	---	------

」

を

「

課	班	事務分掌
---	---	------

」

に、

「

文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。
世界遺産推進室	世界遺産推進班	(1) 世界遺産の推進に関すること。

」

を

「

文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。
	世界遺産推進班	(1) 世界遺産の推進に関すること。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧																						
(組織) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課に、それぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。 <table><tr><th>課</th><th>班</th></tr><tr><td>教育総務課</td><td>教育総務班、教育施設班</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>学事保健班、学校教育班</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>社会教育班、スポーツ振興班</td></tr><tr><td>文化財課</td><td>文化財班、世界遺産推進班</td></tr></table>	課	班	教育総務課	教育総務班、教育施設班	学校教育課	学事保健班、学校教育班	生涯学習課	社会教育班、スポーツ振興班	文化財課	文化財班、世界遺産推進班	(組織) 第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課等」という。）を置き、これらの課等に、それぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。 <table><tr><th>課等</th><th>班</th></tr><tr><td>教育総務課</td><td>教育総務班、教育施設班</td></tr><tr><td>学校教育課</td><td>学事保健班、学校教育班</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>社会教育班、スポーツ振興班</td></tr><tr><td>文化財課</td><td>文化財班</td></tr><tr><td>世界遺産推進室</td><td>世界遺産推進班</td></tr></table>	課等	班	教育総務課	教育総務班、教育施設班	学校教育課	学事保健班、学校教育班	生涯学習課	社会教育班、スポーツ振興班	文化財課	文化財班	世界遺産推進室	世界遺産推進班
課	班																						
教育総務課	教育総務班、教育施設班																						
学校教育課	学事保健班、学校教育班																						
生涯学習課	社会教育班、スポーツ振興班																						
文化財課	文化財班、世界遺産推進班																						
課等	班																						
教育総務課	教育総務班、教育施設班																						
学校教育課	学事保健班、学校教育班																						
生涯学習課	社会教育班、スポーツ振興班																						
文化財課	文化財班																						
世界遺産推進室	世界遺産推進班																						
2 (略) (事務分掌) 第3条 課の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。 2 (略) (課長) 第5条 課に課長を置く。 2 課長は、教育次長の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>課</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>文化財課</td><td>文化財班</td><td>(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。</td></tr></table>	課	班	事務分掌	(略)			文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。	2 (略) (事務分掌) 第3条 課等の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。 2 (略) (課長及び室長) 第5条 課に課長を、室に室長を置く。 2 課長及び室長は、教育次長の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>課等</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>文化財課</td><td>文化財班</td><td>(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。</td></tr></table>	課等	班	事務分掌	(略)			文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。				
課	班	事務分掌																					
(略)																							
文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。																					
課等	班	事務分掌																					
(略)																							
文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。																					

新			旧		
	世界遺産推進班	(1) 世界遺産の推進に関すること。	世界遺産推進室	世界遺産推進班	(1) 世界遺産の推進に関すること。

南島原市教育委員会事務局組織規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、南島原市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び職の設置等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、これらの課に、それぞれ同表の右欄に掲げる班を置く。

課	班
教育総務課	教育総務班、教育施設班
学校教育課	学事保健班、学校教育班
生涯学習課	社会教育班、スポーツ振興班
文化財課	文化財班、世界遺産推進班

2 前項に定めるもののほか、事務局の事務の一部を処理するため、教育振興班を置くことができる。ただし、当該教育振興班は、生涯学習課の所管とする。

(事務分掌)

第3条 課の分掌事務は、おおむね別表第1のとおりとする。

2 教育振興班の分掌事務は、おおむね別表第2のとおりとする。

(教育次長)

第4条 事務局に教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐し、所管の事務を掌理し、事務局及び教育機関の職員を指揮監督する。

(指導主事)

第4条の2 事務局に指導主事を置く。

2 指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

3 指導主事の職務上の職名は、課長、教育参事監、主幹及び参事とする。

(課長)

第5条 課に課長を置く。

2 課長は、教育次長の命を受け、課の事務を掌理し、その事務を処理するため所属の職員を指揮監督する。

(教育次長等以外の職員の職名及び職務等)

第6条 前3条に定める職員のほか、事務局に必要な職員を置く。

2 前項の職員の職名及び職務等については、法律に特別に定めのあるものを除き、南島原市行政組織規則（平成18年南島原市規則第3号）の規定を準用する。

3 前項に定めるもののほか、施設又は機関に置く職員については、別に定める。

(その他)

第7条 教育委員会の事務処理並びに職員の服務、勤務期間、休暇等、分限及び懲戒等については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

課	班	事務分掌
教育総務課	教育総務班	(1) 教育委員会の庶務に関すること。 (2) 教育委員会の会議に関すること。 (3) 規則、訓令、告示の制定及び改廃並びに法規に関すること。 (4) 叙勲、褒章及び表彰に関すること。 (5) 文書の收受及び発送に関すること。 (6) 公印の保管に関すること。 (7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (8) 奨学資金に関すること。 (9) 局内事務の総合調整に関すること。 (10) 市長部局等との連絡調整に関すること。 (11) 訴願、訴訟、和解、請願及び陳情に関すること。

		(12) 事務事業の推進管理に関すること。 (13) 経理関係の調査及び統計に関すること。 (14) 教育委員会所管職員の任免、給与、服務、分限その他の人事に関すること。 (15) 教育委員会所管職員の公務災害補償に関すること。 (16) 会計年度任用職員等の任用及び報酬の支払に関すること。 (17) 労働安全衛生管理に関すること。 (18) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (19) 教育振興基本計画に関すること。 (20) 小・中学校適正規模・適正配置に関する計画及び総合調整に関すること。 (21) 広報及び教育行政に関する相談に関すること。 (22) 総合教育会議の運営の補助に関すること。 (23) 教育予算、決算及び経理の総合調整に関すること。 (24) 備品購入に関すること。 (25) 物品の管理事務の連絡調整に関すること。 (26) 検収事務の連絡調整に関すること。 (27) 前各号に掲げるもののほか、他の課に属さないこと。
	教育施設班	(1) 学校教育施設の整備及び維持管理に関すること。 (2) 社会教育施設の整備及び改修に関すること。 (3) 社会体育施設の整備及び改修に関すること。 (4) その他体育施設の整備及び改修に関すること。 (5) 工事その他契約に関すること。
学校教育課	学事保健班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。

	(4) 学校の予算配当及び予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 児童生徒の就学援助に関すること。 (9) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 (10) 学校事務の共同実施に関すること。 (11) 学校事務研究会に関すること。 (12) 学校教育予算に関すること。 (13) 小・中学校の統合準備委員会及び閉校準備協議会に関すること。 (14) 学校の設置及び廃止に関すること。 (15) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 (16) 児童生徒及び教職員の健康管理に関すること。 (17) 児童生徒の安全に関すること。 (18) 学校体育に関すること。 (19) 学校の環境衛生に関すること。 (20) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (21) 結核対策に関すること。 (22) 就学時健康診断に関すること。 (23) 学校給食に関すること。
学校教育班	(1) 学級編制に関すること。 (2) 教職員の服務管理に関すること。 (3) 教職員の人事に関すること。 (4) 教員免許状に関すること。 (5) 教材教具の整備に関すること。 (6) ICT教育に関すること。 (7) 学校統計に関すること。

		(8) 外国語指導助手及び英語指導助手に関すること。 (9) 会計年度任用職員等の任用に関すること。 (10) 学校評議員に関すること。 (11) 学校運営協議会に関すること。 (12) 特別支援教育に関すること。 (13) 教職員の福利厚生に関すること。 (14) 教職員の職員団体に关すること。 (15) 教科用図書の採択に関すること。 (16) 学校訪問指導に関すること。 (17) 校長会、教頭会等に関すること。 (18) 研究指定・教職員研修に関すること。 (19) 学校の行事等に関すること。 (20) 学校における教育課程及び学習指導に関すること。 (21) 生徒指導に関すること。 (22) 人権教育に関すること。
生涯学習課	社会教育班	(1) 生涯学習の推進に関すること。 (2) 生涯学習の企画、調査及び連絡調整に関すること。 (3) 社会教育施設の運営に関すること。 (4) 社会教育委員に関すること。 (5) 社会教育指導員に関すること。 (6) 成人教育に関すること。 (7) 人権及び同和教育に関すること。 (8) 市立図書館に関すること。 (9) 社会教育団体の育成及び支援に関すること。 (10) 市民芸術文化活動の推進に関すること。 (11) 文化団体の育成及び支援に関すること。 (12) 公民館講座の企画調整に関すること。 (13) 公民館に関すること。 (14) 公民館運営審議会に関すること。

		(15) 自治公民館の支援に関すること。 (16) 児童青少年教育に関すること。 (17) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関すること。 (18) 児童青少年関係機関との連絡調整に関すること。 (19) ユネスコ活動に関すること。 (20) その他生涯学習に関すること。
	スポーツ振興班	(1) 社会体育の推進に関すること。 (2) 社会体育の企画、調査及び連絡調整に関すること。 (3) スポーツ推進委員に関すること。 (4) 学校体育施設の開放に関すること。 (5) 社会体育団体の育成及び支援に関すること。 (6) 体力づくりの推進及び実施に関すること。 (7) 社会体育施設の運営に関すること。 (8) 社会体育施設の使用等に関すること。 (9) その他社会体育に関すること。
文化財課	文化財班	(1) 文化財の調査、研究及び保護に関すること。 (2) 文化財保護審議会に関すること。 (3) 資料館等の整備及び管理運営に関すること。
	世界遺産推進班	(1) 世界遺産の推進に関すること。

別表第2（第3条関係）

教育振興班の事務分掌

(1) 奨学資金に関すること。 (2) 学校教育施設の維持管理に関すること。 (3) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (4) 児童生徒の就学援助に関すること。 (5) 市立小・中学校に関すること。 (6) 生涯学習の推進に関すること。 (7) 社会教育施設の維持及び管理運営に関すること。
--

- (8) 社会教育団体の育成及び支援に関すること。
- (9) 公民館講座に関すること。
- (10) 公民館に関すること。
- (11) 児童青少年団体の育成及び指導者育成に関すること。
- (12) 市民芸術文化活動の推進に関すること。
- (13) 文化団体の育成に関すること。
- (14) 社会体育の推進に関すること。
- (15) 学校体育施設の開放に関すること。
- (16) 体力づくりの推進及び実施に関すること。
- (17) 社会体育施設の維持及び管理運営に関すること。
- (18) 社会体育施設の使用等に関すること。
- (19) その他体育施設に関すること。
- (20) 文化財に関すること。

議案第 8 号

南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

北有馬歴史民俗資料館を廃止するため、所要の改正を行うもの。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市歴史民俗資料館条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
(開館時間及び休館日) 第3条 資料館の開館時間は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) 2 資料館の休館日は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) (略) 3 (略)	(開館時間及び休館日) 第3条 資料館の開館時間は、次のとおりとする。 (1) <u>南島原市北有馬歴史民俗資料館 午前9時から午後5時まで</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) 2 資料館の休館日は、次のとおりとする。 (1) <u>南島原市北有馬歴史民俗資料館 毎週土曜日、日曜日及び祝祭日並びに毎年12月29日から翌年1月3日まで</u> (2) (略) (3) (略) 3 (略)

南島原市歴史民俗資料館条例施行規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第35号

(目的)

第1条 この規則は、南島原市歴史民俗資料館条例（平成18年南島原市条例第92号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 南島原市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 資料館の資料の収集分類に関すること。
- (2) 資料の展示及び保存に関すること。
- (3) 資料館主催事業の計画及び実施に関すること。
- (4) 展示用資料の借受け及び貸出しに関すること。
- (5) 資料館の維持に関すること。
- (6) 収集した資料の調査研究に関すること。
- (7) その他運営上必要な事項

(開館時間及び休館日)

第3条 資料館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市口之津歴史民俗資料館（南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールを除く。） 午前9時から午後5時まで
- (2) 南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール（以下「多目的ホール」という。） 午前9時から午後10時まで
- (3) 南島原市口之津歴史民俗資料館分館 午前9時から午後5時まで

2 資料館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 南島原市口之津歴史民俗資料館 毎週月曜日及び毎年12月29日から翌年1月3日まで
- (2) 南島原市口之津歴史民俗資料館分館 毎週月曜日及び毎年12月29日から翌年1月3日まで

3 前2項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることが

できる。

(入館者の遵守事項)

第4条 資料館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、館長又は管理員（以下「管理者」という。）の指示に従うとともに次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品に手を触れないこと。
- (2) 資料館内で、インク、墨汁類を使用しないこと。
- (3) 資料館内で、喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) 他の入館者の妨げになる行為をしないこと。

(管理者の義務)

第5条 管理者は、次に掲げる業務に専念する義務を負い、その状況を日報として別に定める様式により、教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 開館中における展示資料の監視
- (2) 入館者の記録及び保存資料の状態の記録
- (3) 防災及び盗難の防止
- (4) 資料館内外の清掃
- (5) その他管理上必要な事項

(入館料)

第6条 条例第4条第1項に規定する入館料を徴収するため入館券を発行する。

(利用の申請)

第7条 多目的ホールを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール利用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 多目的ホール利用の申込みは、利用しようとする前月の1日から利用前日までの期間内にしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用期間の制限)

第8条 多目的ホールの利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第9条 教育委員会は、多目的ホールの利用を許可したときは、南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール利用許可書（様式第2号）を利用者に交付する。

（入館料の免除）

第10条 条例第4条第1項ただし書の規定により、入館料を免除する場合は、次のとおりとする。

- （1） 市又は教育委員会と共催の行事で利用するとき。
- （2） 市内公共団体が利用するとき。
- （3） 社会福祉団体が利用するとき。
- （4） 社会教育関係団体が利用するとき。
- （5） 国又は地方公共団体が利用するとき。
- （6） 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用するとき。
- （7） 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。
- （8） 学習上観覧する本市の区域の小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒が入館するとき。
- （9） 資料の出品者が入館するとき。
- （10） 案内者又は団体の引率者が入館するとき。
- （11） その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

（使用料の免除）

第11条 条例第7条第2項ただし書の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。

- （1） 市又は教育委員会と共催の行事で利用するとき。
- （2） 市内公共団体が利用するとき。
- （3） 社会福祉団体が利用するとき。
- （4） 社会教育関係団体が利用するとき。
- （5） 国又は地方公共団体が利用するとき。
- （6） 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用するとき。
- （7） 市内の保育園、幼稚園又は認定こども園が利用するとき。
- （8） その他教育委員会が特に必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール使用料還付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北有馬町歴史民俗資料館の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成17年北有馬町規則第4号）又は口之津町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年口之津町教育委員会規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

申請者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 () _____

南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールの利用を下記により申請します。
なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名				
利用目的							利用者数	人		
利用室名	南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール									
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分～	時	分
		日	日	日	日	日	時	分～	時	分
使用料 有料・免除 (理由)	室名		時間	回数	単価	小計	合計			
			時間	回	円	円	円			
備考						受付者				

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

様式第2号（第9条関係）

（本人控え）

年 月 日

南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール利用許可書

申請者 様

申請者 住所

氏名

電話番号 ()

年 月 日付 申請の南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールの利用について、下記のとおり許可します。なお、利用にあたっては下記の利用条件を遵守するとともに教育委員会（職員等）の指示に従ってください。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用室名	南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール										
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	時	分	
		日	日	日	日	日	時	分	時	分	
		日	日	日	日	日	時	分	時	分	
使用料 有料・免除 (理由)	室名		時間		回数		単価		小計		合計
			時間		回		円		円		円
備考							受付者				

《利用条件》

- (1) 利用団体の責任者は、利用者の指導・監督など一切の責任を持つこと。
- (2) 利用の許可を受けていない設備等を利用しないこと。
- (3) 所定の場所以外での飲食はしないこと。
- (4) 喫煙又は火器を使用しないこと。
- (5) ごみ（缶、ビン等）は持ち帰ること。
- (6) 許可を受けずに壁、柱等に張り紙・釘打ち等をしないこと。
- (7) 利用が終わったときは、後片付けを行うこと。
- (8) 利用を取り消すときは、速やかに教育委員会へ届け出ること。

※利用条件に違反があった場合は、今後の利用を禁止する場合があります。

様式第3号(第12条関係)

南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール使用料還付申請書

年 月 日

南島原市長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名
電話

印

南島原市歴史民俗資料館条例施行規則の規定に基づき、下記により使用料を還付くださるよう申請します。

記

1	利用予定年月日	年 月 日
2	納付年月日	年 月 日
3	利用を取り止めた施設	
4	利用を取り止めた理由	

振 込 先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
	銀行 農協		普 当		

※欄は、記入しないでください。

※ 既納の使用料	円
※ 還付額	円

議案第 9 号

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

提案理由

北有馬歴史民俗資料館の用途廃止及び令和 7 年 4 月 1 日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

令和 7 年 3 月 2 4 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会公印規則（平成18年南島原市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

南島原市〇〇歴史民俗資料館長印	14	隸書	方21	各1	南島原市各資料館長	一般用
-----------------	----	----	-----	----	-----------	-----

」

を

「

南島原市口之津歴史民俗資料館長印	14	隸書	方21	各1	南島原市口之津歴史民俗資料館長	一般用
------------------	----	----	-----	----	-----------------	-----

」

に改める。

別表第2中

「

14

南島原市 〇〇歴史 民俗資料 館長印

」

を

「

14

南島原市 口之津歴 史民俗資 料館長印

」

に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

公印印影印刷申請書

年 月 日

教育次長 様

課長等

次のとおり公印印影を印刷して使用したいので申請します。

公 印 の 名 称				印 影
保 管 者				
ひ な 形 番 号				
公印の印刷を要する文書				
公 印 印 影 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸			
印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月			
印刷理由				
.....				
.....				
前 回 印 刷 数 量	年 月印刷 枚（部）			
担 当 者	課 等	氏 名	電話（内線）	

〔注意事項〕 申請のときは、公印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

様式第 5 号（第10条関係）

電 子 印 使 用 申 請 書

年 月 日

教育次長 様

課長等

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する 公印の名称			
ひ な 形 番 号			
電子印の使用を必 要とする文書			
電 子 印 の 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸		
電子印に関する情 報の管理方法			
使用開始年月日	年 月 日から		
使用理由			
担 当 者	課 等	氏 名	電話（内線）

〔注意事項〕 申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

南島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新							旧						
別表第1（第2条、第9条関係）							別表第1（第2条、第9条関係）						
名称	ひな型 番号	書体	寸法（ミリ メートル）	個数	保管者	用途	名称	ひな型 番号	書体	寸法（ミリ メートル）	個数	保管者	用途
(略)							(略)						
南島原市口之津歴史民俗資料館長印	14	隸書	方21	各1	南島原市口之津歴史民俗資料館長	一般用	南島原市〇〇歴史民俗資料館長印	14	隸書	方21	各1	南島原市各資料館長	一般用
別表第2（第2条関係）							別表第2（第2条関係）						
(略)							(略)						
13 南島原市 〇〇B & G 海洋センタ ー 所長印							14 南島原市 口之津歴史民俗資料館長印						

新	旧																																																								
様式第4号（第9条関係） 公印印影印刷申請書 年 月 日 教育次長 様 課長等 次のとおり公印印影を印刷して使用したいので申請します。 <table><tr><td>公 印 の 名 称</td><td></td><td rowspan="4">印 影</td></tr><tr><td>保 管 者</td><td></td></tr><tr><td>ひ な 形 番 号</td><td></td></tr><tr><td>公印の印刷を要する文書</td><td></td></tr><tr><td>公 印 印 影 寸 法</td><td colspan="2">☐ ミリメートル ☐ 原 寸</td></tr><tr><td>印刷数量及び使用期間</td><td colspan="2">・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月</td></tr><tr><td colspan="3">印刷理由</td></tr><tr><td>前 回 印 刷 数 量</td><td colspan="2">年 月印刷 枚（部）</td></tr><tr><td rowspan="2">担 当 者</td><td>課 等</td><td>氏 名</td><td>電話（内線）</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注意事項〕 申請のときは、公印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。	公 印 の 名 称		印 影	保 管 者		ひ な 形 番 号		公印の印刷を要する文書		公 印 印 影 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸		印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月		印刷理由			前 回 印 刷 数 量	年 月印刷 枚（部）		担 当 者	課 等	氏 名	電話（内線）				様式第4号（第9条関係） 公印印影印刷申請書 年 月 日 教育次長 様 課（室）長等 次のとおり公印印影を印刷して使用したいので申請します。 <table><tr><td>公 印 の 名 称</td><td></td><td rowspan="4">印 影</td></tr><tr><td>保 管 者</td><td></td></tr><tr><td>ひ な 形 番 号</td><td></td></tr><tr><td>公印の印刷を要する文書</td><td></td></tr><tr><td>公 印 印 影 寸 法</td><td colspan="2">☐ ミリメートル ☐ 原 寸</td></tr><tr><td>印刷数量及び使用期間</td><td colspan="2">・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月</td></tr><tr><td colspan="3">印刷理由 </td></tr><tr><td>前 回 印 刷 数 量</td><td colspan="2">年 月印刷 枚（部）</td></tr><tr><td rowspan="2">担 当 者</td><td>課（室）等</td><td>氏 名</td><td>電話（内線）</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 〔注意事項〕 申請のときは、公印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。	公 印 の 名 称		印 影	保 管 者		ひ な 形 番 号		公印の印刷を要する文書		公 印 印 影 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸		印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月		印刷理由 			前 回 印 刷 数 量	年 月印刷 枚（部）		担 当 者	課（室）等	氏 名	電話（内線）			
公 印 の 名 称		印 影																																																							
保 管 者																																																									
ひ な 形 番 号																																																									
公印の印刷を要する文書																																																									
公 印 印 影 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸																																																								
印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月																																																								
印刷理由																																																									
前 回 印 刷 数 量	年 月印刷 枚（部）																																																								
担 当 者	課 等	氏 名	電話（内線）																																																						
公 印 の 名 称		印 影																																																							
保 管 者																																																									
ひ な 形 番 号																																																									
公印の印刷を要する文書																																																									
公 印 印 影 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸																																																								
印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月																																																								
印刷理由 																																																									
前 回 印 刷 数 量	年 月印刷 枚（部）																																																								
担 当 者	課（室）等	氏 名	電話（内線）																																																						

新

様式第5号（第10条関係）

電 子 印 使 用 申 請 書

年 月 日

教育次長 様

課長等

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する 公印の名称			
ひ な 形 番 号			
電子印の使用を必 要とする文書			
電 子 印 の 寸 法	☐ ミリメートル	☐ 原 寸	
電子印に関する情 報の管理方法			
使用開始年月日	年 月 日から		
使用理由			
担 当 者	課 等	氏 名	電話（内線）

〔注意事項〕 申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

旧

様式第5号（第10条関係）

電 子 印 使 用 申 請 書

年 月 日

教育次長 様

課（室）長等

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する 公印の名称			
ひ な 形 番 号			
電子印の使用を必 要とする文書			
電 子 印 の 寸 法	☐ ミリメートル	☐ 原 寸	
電子印に関する情 報の管理方法			
使用開始年月日	年 月 日から		
使用理由			
担 当 者	課（室）等	氏 名	電話（内線）

〔注意事項〕 申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

南島原市教育委員会公印規則

平成18年3月31日

教育委員会規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、南島原市教育委員会及びその所管に属する学校その他の教育機関において使用する公印に関し、別に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、個数、保管者及び用途は、別表第1のとおりとし、公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印の管理に関する事務は、教育次長が総括する。

(公印の保管)

第4条 公印の保管及び使用については、保管者が責任をもって行わなければならない。

2 公印は、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。ただし、保管者が必要と認めたときは、この限りでない。

(公印の使用)

第5条 公印を押印しようとする者は、決裁済書類及び押印を必要とする文書その他を保管者に提示しなければならない。

2 学校における公印の使用及び押印の手続等については、各学校長が定めるものとする。

(公印台帳)

第6条 教育次長は、公印台帳（様式第1号）を備えて、公印の種類、印影その他必要な事項を登録しておかなければならない。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第7条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとする場合は、公印新調・改刻・廃止申請書（様式第2号）を教育次長に提出しなければならない。

(公印の事故)

第8条 公印の保管者は、公印に盗難、紛失等の事故が生じたときは、公印事故報告書（様式第3号）により、速やかに教育次長を経て教育長に報告しなければならない。

(印影の印刷)

第9条 定例的かつ定型的な文書で、公印を多数押印する必要があると教育次長が認めるときは、公印の押印に代えて公印の印影を印刷することができる。

2 前項の場合において、印刷物の都合により別表第1の定めにより難いときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。

3 前2項の規定により公印の印影を印刷しようとするときは、公印印影印刷申請書（様式第4号）により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。

4 印刷に使用した公印の印影の原版及び印影を印刷した文書は、厳重に保管し、不用となったときは、当該印影の原版及び印刷した文書を、速やかに、焼却、裁断等適当な方法により破棄しなければならない。

（電子計算組織による公印）

第10条 電子計算組織を利用して証明、通知等を行う文書のうち、教育次長が特に必要があると認めるときは、公印の押印に代え、電子印を使用することができる。

2 前項の規定により電子印を使用するときは、電子印使用申請書（様式第5号）により、教育次長に申請して承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により電子印を使用するときは、印刷の改ざんその他不正な使用を防止するため、当該公印の印影のデータを適正に管理しなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

別表第1（第2条、第9条関係）

名称	ひな型番号	書体	寸法（ミリメートル）	個数	保管者	用途
南島原市教育委員会印	1	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育委員会印	2	隸書	方36	1	教育総務課長	表彰等用
南島原市教育長印	3	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用
南島原市教育長職	4	隸書	方21	1	教育総務課長	一般用

務代理者印						
南島原市立〇〇小 学校	5	隸書	方36	各 1	南島原市立各小 学校長	卒業証書等 用
南島原市立〇〇小 学校長印	6	隸書	方21	各 1	南島原市立各小 学校長	一般用
南島原市立〇〇中 学校	7	隸書	方36	各 1	南島原市立各中 学校長	卒業証書等 用
南島原市立〇〇中 学校長印	8	隸書	方21	各 1	南島原市立各中 学校長	一般用
南島原市〇〇公民 館長印	9	隸書	方21	各 1	南島原市各公民 館長	一般用
南島原市〇〇図書 館長印	10	隸書	方21	各 1	南島原市各図書 館長	一般用
南島原市深江ふる さと伝承館長印	11	隸書	方21	1	南島原市深江ふ るさと伝承館長	一般用
南島原市ありえコ レジヨホール館長 印	12	隸書	方21	1	南島原市ありえ コレジヨホール 館長	一般用
南島原市〇〇B&G 海洋センター所長 印	13	隸書	方21	各 1	南島原市各B&G 海洋センター所 長	一般用
南島原市口之津歴 史民俗資料館長印	14	隸書	方21	各 1	南島原市口之津 歴史民俗資料館 長	一般用

別表第2（第2条関係）

1

2

3

4

南 島 原 市
教 育 委
員 会 印

5

南 島 原 市
教 育 委
員 会 印

6

南 島 原
市 教 育
長 印

7

南 島 原 市
教 育 長 職 務
代 理 者 印

8

南 島 原 市
立 ○ ○
小 学 校

9

南 島 原 市
立 ○ ○ 小
学 校 長 印

10

南 島 原 市
立 ○ ○
中 学 校

11

南 島 原 市
立 ○ ○ 中
学 校 長 印

12

南 島 原 市
○ ○ 公
民 館 長 印

13

南 島 原 市
○ ○ 図
書 館 長 印

14

南 島 原 市 深
江 ふ る さ と
伝 承 館 長 印

南 島 原 市
あ り え コ レ
ジ ョ ホ ー ル
館 長 印

南 島 原 市
○ ○ B & G
海 洋 セ ン タ
ー 所 長 印

南 島 原 市
口 之 津 歴
史 民 俗 資
料 館 長 印

備考

- 1 配字及び行数は、必要により変更することができる。
- 2 配字上必要があるときは、「印」の文字の前に「之」の文字を加えることができる。

様式第1号（第6条関係）

公 印 台 帳

公 印 の 名 称			
保 管 課 （ 所 ） 名			
保 管 者 職 名			
使 用 区 分			
使 用 開 始 年 月 日			
形 状 及 び 印 材			
寸 法			
使 用 廃 止 年 月 日			
印 影		備 考	

様式第2号（第7条関係）

公印新調・改刻・廃止申請書

年 月 日

教育次長 様

公印保管者

職 氏 名

次のとおり公印を新調・改刻・廃止したいので申請いたします。

公 印 の 名 称		ひ な 形	
ひ な 形 番 号			
寸 法	方____ミリメートル 径____ミリメートル 縦____ミリメートル×横____ミリメートル		
形 状 及 び 印 材		印 影	
書 体			
個 数	個		
使 用 区 分			
保 管 者			
保管課（所）名			
使用開始・廃止 年 月 日	・使用開始 年 月 日 ・使用廃止 年 月 日		
備 考			

様式第3号（第8条関係）

公 印 事 故 報 告 書

年 月 日

教育次長 様

公印保管者
職 氏 名

次のとおり公印に事故がありましたので報告いたします。

報 告	公 印 の 名 称	
	事 故 年 月 日	
	事 故 発 生 場 所	
	事 故 の 内 容	
	事 故 発 生 時 の 保 管 状 況	
教 育 総 務 課 記 入 欄	処 理 状 況	
	そ の 他	

様式第4号（第9条関係）

公 印 印 影 印 刷 申 請 書

年 月 日

教育次長 様

課長等

次のとおり公印印影を印刷して使用したいので申請します。

公 印 の 名 称				印 影
保 管 者				
ひ な 形 番 号				
公印の印刷を要する文書				
公 印 印 影 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸			
印刷数量及び使用期間	・印刷数量 枚（部） ・使用期間 年 月 ～ 年 月			
印刷理由				
前 回 印 刷 数 量	年 月印刷 枚（部）			
担 当 者	課 等	氏 名	電 話（内線）	

〔注意事項〕 申請のときは、公印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

様式第5号（第10条関係）

電 子 印 使 用 申 請 書

年 月 日

教育次長 様

課長等

次のとおり電子印を使用したいので申請します。

電子印に使用する 公印の名称			
ひ な 形 番 号			
電子印の使用を必 要とする文書			
電 子 印 の 寸 法	☐ ミリメートル ☐ 原 寸		
電子印に関する情 報の管理方法			
使用開始年月日	年 月 日から		
使用理由			
担 当 者	課 等	氏 名	電話（内線）

〔注意事項〕 申請のときは、電子印を印刷する文書等の見本を1部添付すること。

議案第 10 号

南島原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

令和 7 年 3 月 24 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

南島原市教育委員会事務決裁規程（令和２年南島原市教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号を削り、同条第８号中「課長等」を「課長」に、「課長及び室長」を「課長」に改め、同号を同条第７号とし、同条第９号を同条第８号とし、同条第１０号中「課等」を「課」に、「課及び室」を「課」に改め、同号を同条第９号とし、同条第１１号中「課等」を「課」に改め、同号を同条第１０号とする。

第５条第３項中「他の課等」を「他の課」に、「当該課等」を「当該課」に改める。

別表第１の１の表中「課長等」を「課長」に改める。

別表第１の２の表中「課長等」を「課長」に改める。

別表第２の２の表中「理事（文化財課及び世界遺産推進室の分掌事務に限る。）又は主務課長（文化財課及び世界遺産推進室の分掌事務を除く。）」を「主務課長」に、「課長等」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

南島原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

新							旧						
(定義)							(定義)						
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。							第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。						
(1)～(6) (略)							(1)～(6) (略)						
(7) 課長 事務局組織規則に規定する課長							(7) 理事 事務局組織規則第6条第2項において準用する南島原市行政組織規則(平成18年南島原市規則第3号)に規定する理事						
(8) (略)							(8) 課長等 事務局組織規則に規定する課長及び室長						
(9) 課 事務局組織規則に規定する課							(9) (略)						
(10) 合議 起案の内容が他の課の所管範囲にわたる場合又は他の課の所管事項に関連する場合に意思の統一を図るために、その関係の課の承認を受けるよう起案文書を回付すること。							(10) 課等 事務局組織規則に規定する課及び室						
(11) 合議 起案の内容が他の課等の所管範囲にわたる場合又は他の課等の所管事項に関連する場合に意思の統一を図るために、その関係の課等の承認を受けるよう起案文書を回付すること。							(11) 合議 起案の内容が他の課等の所管範囲にわたる場合又は他の課等の所管事項に関連する場合に意思の統一を図るために、その関係の課等の承認を受けるよう起案文書を回付すること。						
(決裁の順序)							(決裁の順序)						
第5条 (略)							第5条 (略)						
2 (略)							2 (略)						
3 前項に規定するもののほか、他の課に関連のある事案であると認めたときは、当該課に合議又は供覧しなければならない。							3 前項に規定するもののほか、他の課等に関連のある事案であると認めたときは、当該課等に合議又は供覧しなければならない。						
別表第1 (第6条関係)							別表第1 (第6条関係)						
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の教育委員会の職務権限について、教育長に委任された事務							1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の教育委員会の職務権限について、教育長に委任された事務						
番号	項目名	決裁権者			指 定 合 議 先	通知先	番号	項目名	決裁権者			指 定 合 議 先	通知先
		課長	教育次長	教育長					課長等	教育次長	教育長		

新						旧							
(略)						(略)							
2 南島原市教育委員会に対する事務委任規則に基づき教育委員会に委任された事務について、教育長に委任された事務						2 南島原市教育委員会に対する事務委任規則に基づき教育委員会に委任された事務について、教育長に委任された事務							
番号	項目名	決裁権者			指 定 合 議 先	通知先	番号	項目名	決裁権者			指 定 合 議 先	通知先
		<u>課長</u>	教育次長	教育長					<u>課長等</u>	教育次長	教育長		
(略)						(略)							
別表第2（第9条関係） 代決者						別表第2（第9条関係） 代決者							
1 （略）						1 （略）							
2 専決事務の代決						2 専決事務の代決							
専決者		代決者				専決者		代決者					
教育次長		<u>主務課長</u>				教育次長		理事（文化財課及び世界遺産推進室の分掌事務に限る。）又は主務課長（文化財課及び世界遺産推進室の分掌事務を除く。）					
<u>課長</u>		主務班長				<u>課長等</u>		主務班長					

南島原市教育委員会事務決裁規程

令和2年3月27日

教育委員会訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、南島原市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の権限に属する次の事務（南島原市教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（平成21年南島原市教育委員会訓令第1号）に基づき、小学校及び中学校の校長に委任された事項並びに校長及び学校支援共同実施室長の専決事項とされたものを除く。）の決裁について必要な事項を定め、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、もって事務の合理的かつ能率的な処理を図ることを目的とする。

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条の教育委員会の職務権限について、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（平成18年南島原市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき教育長に委任された事務
- (2) 南島原市教育委員会に対する事務委任規則（平成18年南島原市規則第53号）に基づき南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任された事務について、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条の規定に基づき教育長に委任された事務

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長又は専決者（以下「決裁権者」という。）が、その権限に属する事務について、その意思を決定すること。
- (2) 専決 教育長の権限に属する事務について、この訓令に定める者が決裁すること。
- (3) 専決者 専決する権限を与えられた職員
- (4) 代決 決裁権者が不在である場合に、この訓令に定める者が代わって決裁すること。
- (5) 代決者 代決する権限を与えられた職員
- (6) 教育次長 南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号。以下「事務局組織規則」という。）に規定する教育次長

- (7) 課長 事務局組織規則に規定する課長
- (8) 班長 事務局組織規則に規定する班をとりまとめ、所属職員を指揮監督する者
- (9) 課 事務局組織規則に規定する課
- (10) 合議 起案の内容が他の課の所管範囲にわたる場合又は他の課の所管事項に関連する場合に意思の統一を図るために、その関係の課の承認を受けるよう起案文書を回付すること。

(事案決裁の原則)

第3条 事案の決裁は、当該決裁の結果の重大性に応じ、決裁権者が行うものとする。

(決裁の効力)

第4条 この訓令に基づいてなされた専決及び代決は、教育長の決裁と同一の効力を有するものとする。

(決裁の順序)

第5条 決裁は、原則として、順次その決裁を受けるべき事案に係る事務を主管する直属の上司の意思決定を経るものとする。

- 2 前項の場合において、次条に規定する事案で指定されているものにあつては、その指定先に合議しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、他の課に関連のある事案であると認めたときは、当該課に合議又は供覧しなければならない。

(決裁事項)

第6条 教育長の決裁事項及び教育次長以下の職員の専決事項は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、教育長の決裁事項及び教育次長以下の職員の専決事項（南島原市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成18年南島原市規則第153号）第2条の規定に基づき教育長及び教育委員会事務局の職員が補助執行する事務の処理について、同規則第5条において南島原市事務決裁規程（平成18年南島原市訓令第3号）の規定を準用する場合を除く。）は、南島原市事務決裁規程第6条の規定を準用する。この場合において、同条及び別表第1決裁権者欄中「市長」及び「副市長」とあるのは「教育長」と、「部長」とあるのは「教育次長」と読み替えるものとする。

(専決できない事項)

第7条 重要な事項及び異例又は疑義のある事項については、専決することができない。

2 前項に規定する重要な事項は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会の招集及び議案の決定
- (2) 訴訟、調停、不服申立て、和解、あっせん及び仲裁
- (3) 重要な寄附の受納
- (4) 重要な許可、認可等の処分
- (5) 重要な表彰の被表彰者の推薦
- (6) 重要な申請、照会、報告及び通知
- (7) 重要な陳情等の処理
- (8) 他の行政機関との重要な協議

3 前2項の規定にかかわらず、その処理についてあらかじめ教育長の指示を受けたものについては、教育次長までの決裁により当該事項を処理することができる。この場合において、教育次長は、当該処理をした内容について速やかに教育長に報告しなければならない。

(代決の範囲)

第8条 代決は、決裁権者が出張、病気等により決裁することができない場合に、あらかじめ指示を受けた事項を処理しなければならないとき及び緊急に処理しなければならない事態が生じたときに限るものとする。

(代決者)

第9条 教育長の決裁を受けるべき事項及び教育次長以下の職員の専決事項の代決者は、別表第2のとおりとする。

(代決後の手続)

第10条 代決をした事務については、施行後速やかに関係上司に報告し、又は関係文書を関係上司の閲覧に供さなければならない。

(専決者及び代決者が不在の場合の決裁)

第11条 専決者及び代決者がともに不在の場合において、事務処理上緊急やむを得ないときは、当該専決者の直近上位の職にある者が決裁をすることができる。

(非常災害時等の事務処理)

第12条 教育長は、非常災害時等緊急の必要があると認めるときは、この訓令の規定にかかわらず、別に指示することがある。

(その他)

第13条 この訓令に定めるもののほか、教育長の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の教育委員会の職務権限について、教育長に委任された事務

番号	項目名	決裁権者			指定合議	通知先
		課長	教育次長	教育長	先	
1	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する学校その他の教育機関をいう。以下「学校その他の教育機関」という。）の管理に関すること。					
	（1） 学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項に関する規則を定める場合に、新たに予算を伴うこととなるものについての市長との協議に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	（2） 学校運営協議会を置く学校の指定に関すること。			○		
	（3） 学校支援共同実施室の組織及び運営に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	（4） 学校の休業日に関すること。			○		
	（5） その他学校その他の教育機関の管理に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
2	教育委員会の所管に属する学校その					

	他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。					
	(1) 教育財産の取得についての市長への申出に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(2) 教育財産の保存、利用及び改良の方針に関すること。			○		
	(3) 教育財産の使用許可に関すること。	○				
	(4) その他教育財産の管理に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
3	教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。					
	(1) 教育委員会の所管に属する各種委員（附属機関等の委員を除く。）の任命又は委嘱に関すること。			○		
	(2) 県費負担教職員の任免その他の進退（県費負担教職員の懲戒並びに小学校長及び中学校長の任免その他の進退についての内申を除く。）の内申に関すること。			○		
	(3) 県費負担教職員のサービスの監督に関すること。			○		
	(4) 県費負担教職員の人事評価に関すること。			○		
	(5) 学校に勤務させる非常勤の講師			○		

師の派遣に関すること。					
(6) 学校に派遣された非常勤の講師のサービスの監督に関すること。			○		
(7) 学校支援共同実施室の室長及び副室長の任命に関すること。			○		
(8) 小学校及び中学校に置く教務主任、保健主事、学年主任、研究主任及び司書教諭の任命に関すること。			○		
(9) 小学校に置く生活指導主任の任命に関すること。			○		
(10) 中学校に置く生徒指導主事及び進路指導主事の任命に関すること。			○		
(11) 分校に置く分校主任の任命に関すること。			○		
(12) 会計年度任用職員（外国語指導助手及び英語指導助手を含む。）の人事に関すること。					
ア 任用に関すること。		○		人事課長 教育総務 課長	
イ 配属に関すること。		○			
ウ 勤務条件に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
エ サービスに関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
オ 人事評価に関すること。		○			

	(13) 校長の休暇の承認及び出張の命令に関すること。			○		
	(14) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の人事に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
4	学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒及び児童の入学、転学及び退学（学齢児童生徒の就学すべき学校の区域の設定又は変更を除く。）に関すること。					
	(1) 学齢生徒及び学齢児童の出席停止に関すること。			○		
	(2) その他学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒及び児童の入学、転学及び退学に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
5	教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
6	教科書その他の教材の取扱い（教科用図書の採択に関する基本方針の定めを除く。）に関すること。					
	(1) 教科書以外の教材に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
7	校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備（学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更を除く。）に関すること。					
	(1) 校舎その他の施設及び教具そ			○		

	の他の設備の基本的な整備計画に 関すること。					
	(2) その他施設設備の整備に関する こと。	軽微な もの	重要な もの	特に重要 なもの		
8	校長、教員その他の教育関係職員の 研修に関すること。	軽微な もの	重要な もの	特に重要 なもの		
9	校長、教員その他の教育関係職員並 びに生徒及び児童の保健、安全、厚 生及び福利に関すること。					
	(1) 健康診断その他学校における 保健に関し、長崎県知事に協力を 求めること。	軽微な もの	重要な もの	特に重要 なもの		
	(2) 生徒及び児童の事故等に関する こと。	軽微な もの	重要な もの	特に重要 なもの		
	(3) その他教育関係職員並びに生 徒及び児童の保健、安全、厚生及 び福利に関すること。	軽微な もの	重要な もの	特に重要 なもの		
10	教育委員会の所管に属する学校その 他の教育機関の環境衛生に関するこ と。	軽微な もの	重要な もの	特に重要 なもの		
11	学校給食に関すること。	軽微な もの	重要な もの	特に重要 なもの		
12	青少年教育、女性教育及び公民館の 事業その他社会教育に関すること。					
	(1) 青少年教育、女性教育及び公 民館の事業の基本となる計画に関 すること。			○		
	(2) 各種事業、講座等の推進に関					

	すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
	ウ 講師に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
	(3) その他社会教育に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
13	スポーツに関すること。					
	(1) スポーツの基本となる計画に関すること。			○		
	(2) 各種事業、講座等の推進に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
	ウ 講師に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
	(3) その他スポーツに関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		
14	文化財の保護（市文化財の指定又は指定の解除を除く。）に関すること。					
	(1) 文化財の保護の基本となる計画に関すること。			○		
	(2) 埋蔵文化財の発掘及び保管に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関すること。	軽微なものの	重要なものの	特に重要なもの		

	と。	の	の	なもの		
	(3) 文化財の調査研究に関する と。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関する と。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		
	(4) 文化財の活用に関すること。					
	ア 基本的な方針に関すること。			○		
	イ 実施計画及び要領に関する と。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		
	(5) その他文化財の保護に関する こと。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		
15	ユネスコ活動に関すること。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		
16	教育に関する法人に関すること。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		
17	教育に係る調査及び基幹統計その他 の統計に関すること。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		
18	所掌事務に係る広報及び所掌事務に 係る教育行政に関する相談に関する こと。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		
19	その他市の区域内における教育に関 する事務に関すること。	軽微な の	重要な の	特に重要 なもの		

2 南島原市教育委員会に対する事務委任規則に基づき教育委員会に委任された事務について、教育長に委任された事務

番号	項目名	決裁権者			指定合議 先	通知先
		課長	教育次長	教育長		
1	教育委員会の所管に属する公の施設					

	の管理並びに使用料の徴収及び減額又は免除に関すること。					
	(1) 公の施設の維持及び管理運営に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(2) 公の施設の使用料の徴収に関すること。	○				
	(3) 公の施設の使用料の減額又は免除に関すること。	○				
	(4) その他公の施設に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
2	教育委員会の所管に属する行政財産の目的外使用の使用料の額の決定、徴収及び減額又は免除に関すること。		○		総務部長 管財契約 課長	
3	奨学資金の貸付けに関すること。					
	(1) 奨学資金の借入れの募集に関すること。	○				
	(2) 奨学資金貸付審議会に関すること。			○		
	(3) 奨学資金貸付けの決定に関すること。			○		
	(4) 奨学資金の貸付けを実行すること。	○				
	(5) 奨学資金の償還に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		
	(6) その他奨学資金に関すること。	軽微なもの	重要なもの	特に重要なもの		

別表第2（第9条関係）

代決者

1 教育長の事務の代決

決裁者	代決者
教育長	教育次長

2 専決事務の代決

専決者	代決者
教育次長	主務課長
課長	主務班長

議案第 11 号

南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令について

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

令和 7 年 3 月 24 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令

南島原市世界遺産推進本部設置要綱（平成20年南島原市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「教育委員会事務局世界遺産推進室」を「教育委員会事務局文化財課」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

南島原市世界遺産推進本部設置要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

新	旧
(庶務) 第12条 推進本部及び幹事会の庶務は、<u>教育委員会事務局文化財課</u>において処理する。 2 (略)	(庶務) 第12条 推進本部及び幹事会の庶務は、<u>教育委員会事務局世界遺産推進室</u>において処理する。 2 (略)

南島原市世界遺産推進本部設置要綱

平成20年4月4日

訓令第25号

(設置)

第1条 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産推進を目的として、関係部局の相互の緊密な連携の確保及び推進に係る事業の円滑かつ効果的な運用を図るために、南島原市世界遺産推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的のために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産推進のための各部局間の調整に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、総務部長、地域振興部長、市民生活部長、福祉保健部長、農林水産部長、建設部長、環境水道部長、教育次長、議会事務局長及び農業委員会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、本部会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 世界遺産推進に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、推進本部

に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び副幹事長は、本部長が指名する。
- 4 幹事は、幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を掌理し、幹事会を代表する。

(幹事会の会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(幹事会の報告)

第8条 幹事会で協議した事項は、必要に応じて推進本部に報告するものとする。

(部会)

第9条 幹事会は、必要に応じて、世界遺産推進に係る事業の進行管理及び総合調整を円滑に進めるために、部会を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、幹事長が指名する。
- 4 部会員は、部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会を代表する。

(部会の会議)

第10条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の報告)

第11条 部会で協議した事項は、必要に応じて幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第12条 推進本部及び幹事会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

- 2 部会の庶務は、部会長の属する所属において処理する。

(委任)

第13条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月4日から施行する。

議案第 12 号

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱の制定について

提案理由

南島原市立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方を検討するため、要綱を制定するもの。

令和 7 年 3 月 24 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会要綱

(設置)

第1条 南島原市における児童・生徒を取り巻く状況や地域の実情等を基に、南島原市立小・中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置の在り方を検討するため、南島原市立小・中学校適正規模・適正配置在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育委員会教育長へ報告を行う。

- (1) 学校の適正規模に関すること。
- (2) 学校の適正配置に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員14人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校関係者 4人以内
- (3) 保護者代表 6人以内
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会が教育委員会教育長に報告した日までとする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 検討委員会が必要と認めたときは、検討委員会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後最初に招集すべき検討委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、南島原市教育委員会教育長が招集する。

議案第 13 号

学校医の変更について

提案理由

学校保健安全法第 23 条に基づき、学校医を変更したいので提案する。

令和 7 年 3 月 24 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

令和7年度 南島原市立小学校・中学校学校医名簿

町名	学校名	学校医	院名	摘要
深 江 町	深 江 小 学 校	城野 健児	しろの医院	
	小 林 小 学 校	城野 健児	しろの医院	
	大 野 木 場 小 学 校	泉川 欣一	泉川病院	
	深 江 中 学 校	泉川 卓也	泉川病院	
布 津 町	布 津 小 学 校	明島 淳民	明島整形外科医院	
	飯 野 小 学 校	奥村 幸司	南島原クリニック	
	布 津 中 学 校	明島 淳民	明島整形外科医院	
有 家 町	有 家 小 学 校	小嶺 俊	小嶺整形外科クリニック	
	有 家 小 学 校	常岡 伯紹	つねおかクリニック	R7.4.1より
	堂 崎 小 学 校	奥村 幸司	南島原クリニック	R7.4.1より
	有 家 中 学 校	坂上 秀和	坂上整形外科医院	R7.4.1より
西 有 家 町	西 有 家 小 学 校	森田 十和子	永田内科泌尿器科医院	
		磯野 潔	いその産婦人科医院	
		伊崎 祐介	伊崎医院	
	西 有 家 中 学 校	石川 和仁	石川内科医院	
		伊崎 祐介	伊崎医院	
北 有 馬 町	有 馬 小 学 校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	
	北 有 馬 中 学 校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	R7.4.1より
南 有 馬 町	南 有 馬 小 学 校	太田 大作	菜の花クリニック	R7.4.1より
	南 有 馬 中 学 校	中村 研二	中村医院	R7.4.1より
口 之 津 町	口 之 津 小 学 校	哲翁 和博	哲翁病院	
	口 之 津 中 学 校	植木 英祐	植木内科医院	
加 津 佐 町	加 津 佐 小 学 校	寺澤 佳洋	口之津病院	
	野 田 小 学 校	池永 健	口之津病院	
	加 津 佐 中 学 校	池永 健	口之津病院	

議案第 14 号

学校薬剤師の変更について

提案理由

学校保健安全法第 23 条に基づき、学校薬剤師を変更したいので提案する。

令和 7 年 3 月 24 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

令和7年度 南島原市立小学校・中学校学校薬剤師名簿

町名	学校名	学校薬剤師	薬局名	摘要
深 江 町	深 江 小 学 校	高原 滉一郎	健康堂薬局	
	小 林 小 学 校	松島 卓矢	健康堂薬局	R7.4.1より
	大 野 木 場 小 学 校	宮崎 千春	健康堂薬局	R7.4.1より
	深 江 中 学 校	高原 滉一郎	健康堂薬局	R7.4.1より
布 津 町	布 津 小 学 校	山本 照子	健康堂薬局えびす店	
	飯 野 小 学 校	池田 友美	フラワー調剤薬局	
	布 津 中 学 校	山本 照子	健康堂薬局えびす店	
有 家 町	有 家 小 学 校	松島 卓矢	健康堂薬局	
	堂 崎 小 学 校	吉田 恵美子	島原薬剤師会薬局	
	有 家 中 学 校	亀山 貴康	亀山薬局アリーナ店	
西 有 家 町	西 有 家 小 学 校	山室 昌代	フラワー調剤薬局	
	西 有 家 中 学 校	山室 昌代	フラワー調剤薬局	
北 有 馬 町	有 馬 小 学 校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	
	北 有 馬 中 学 校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	
南 有 馬 町	南 有 馬 小 学 校	馬場 清志	虹の薬局みえ店	R6.10.1 勤務先変更
	南 有 馬 中 学 校	馬場 清志	虹の薬局みえ店	R6.10.1 勤務先変更
口 之 津 町	口 之 津 小 学 校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	
	口 之 津 中 学 校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	
加 津 佐 町	加 津 佐 小 学 校	元山 久美子	フレッシュもとやま薬品部	
	野 田 小 学 校	元山 久美子	フレッシュもとやま薬品部	
	加 津 佐 中 学 校	元山 久美子	フレッシュもとやま薬品部	

議案第 15 号

南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 18 条第 7 項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 24 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧

【退職者】

(令和7年3月31日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
長崎県南島原市立有家小学校校長	近藤 亮	教育委員会事務局学校教育課学校教育班 教育参事監兼指導主事
	東 貴之	教育委員会事務局文化財課副参事(学芸員) (任期付) ※任期満了
農業委員会事務局主査(暫定再任用)	末永 透	教育委員会事務局世界遺産推進室参事

【市長部局等への出向者】

(令和7年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
総務部長	五島 裕一	教育委員会事務局教育次長
総務部防災課防災交通班参事	梶原 知治	教育委員会事務局文化財課文化財班参事
地域振興部地域づくり課副参事	下田 宰	教育委員会事務局生涯学習課副参事
市民生活部市民課主事補	草野 和樹	教育委員会事務局生涯学習課主事補
市民生活部税務課主事補	馬場 龍希	教育委員会事務局生涯学習課主事補

【新規採用】

(令和7年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局学校教育課学校教育班 教育参事監兼指導主事	田中 茂樹	長崎県南島原市立有馬小学校校長
教育委員会事務局学校教育課参事 兼指導主事	野間 陽介	長崎県南島原市立深江中学校教諭
教育委員会事務局文化財課主事補 (学芸員)	亀井 琢磨	

【市長部局等から教育委員会への転入者】

(令和7年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局教育次長	石川 伸吾	市民生活部長
教育委員会事務局文化財課文化財班参事	鬼塚 俊範	環境水道部環境課環境保全班参事
教育委員会事務局文化財課参事	竹市 幸成	建設部建設課参事
教育委員会事務局生涯学習課副参事	荒木 智	農林水産部農林課副参事
教育委員会事務局生涯学習課副参事	谷口 誠	農林水産部農村整備課副参事
教育委員会事務局学校教育課主事	酒井 瞭	総務部防災課主事

南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧

【兼任、配置換又は昇格に伴う職員】

(令和7年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事	狩野 真紀	教育委員会事務局学校教育課参事兼指導主事
教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事	小淵 優子	教育委員会事務局学校教育課参事兼指導主事
教育委員会事務局生涯学習課教育参事監兼指導主事	塩田 英一	教育委員会事務局学校教育課 教育参事監兼指導主事
教育委員会事務局文化財課長	中村 隆敏	教育委員会事務局文化財課長 兼世界遺産推進室長
教育委員会事務局文化財課 世界遺産推進班参事	岩永 正貴	教育委員会事務局世界遺産推進室 世界遺産推進班参事
教育委員会事務局文化財課参事	金子 修二	教育委員会事務局世界遺産推進室参事
教育委員会事務局文化財課主事(学芸員)	小関 和子	教育委員会事務局世界遺産推進室主事 (学芸員)
教育委員会事務局生涯学習課教育振興班参事	小嶋 潤一	教育委員会事務局生涯学習課参事
教育委員会事務局学校教育課副参事	山崎 友裕	教育委員会事務局学校教育課主査
教育委員会事務局教育総務課主査	松本 美里	教育委員会事務局教育総務課主事
教育委員会事務局生涯学習課主査	佐藤 匠実	教育委員会事務局生涯学習課主事

【暫定再任用職員】

(令和7年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局文化財課主査	栗田 一政	環境水道部水道総務課参事
教育委員会事務局教育総務課主査 (短時間勤務)	松藤 邦夫	教育委員会事務局教育総務課主事 (短時間勤務)
農業委員会事務局主査	菅 三郎	教育委員会事務局学校教育課主事

報告第2号

南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）請負契約の 締結について

提案理由

南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）について、次のとおり契約を締結したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告する。

令和7年3月24日

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

- 1 契約の目的 南島原市原城跡世界遺産センター新設工事（建築）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 524,370,000円
- 4 契約の相手方 吉次・中島特定建設工事共同企業体
代表構成員 長崎県諫早市小豆崎町697番地
株式会社吉次工業
代表取締役 吉次 泰祐
その他構成員 長崎県南島原市加津佐町乙86番地1
中島建設株式会社
代表取締役 中島 浩平

資料3 イメージ図

